

エコアクション 21 環境活動レポート

平成 23 年度

(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)



豪雨により流失した JR 只見線の鉄橋

H23.8.6
福島県大沼郡金山町
長谷川町長に
新潟・福島豪雨に対する
義援金を届ける。
(ボランティア団体員と社長)



平成 24 年 5 月 25 日発行

株式会社 原商店

社長メッセージ

平成 23 年度版環境活動レポートを作成するにあたり、この 1 年を振り返ってみると、まさに「災」いの年であった。

2011.3.11 に発生した東日本大震災は一万八千人以上の死者・行方不明者を数え、「想定外」の津波による東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発による放射性物質の大量拡散事故は国際評価尺度で最悪のレベル 7 とされた。広範囲に拡散した放射性物質は震災復興に大きな影を落とし続けている。

7 月末に新潟県と福島県を襲った豪雨災害では、只見川（阿賀野川）水系の水力発電所群（最大出力 240 万 kW）が全て停止する事態となった。

私は福島県大沼郡金山町へ小学生 40 名を引率し、「子ども自然生活教室 サマーキャンプ」なる行事に係っているのだが、第 25 回の記念となるはずだったこのイベントも「風評被害」で参加者が集まらないのではないかと放射能汚染と子どもの健康被害に対する知識不足など残念ながら中止することとなった。表紙に使った写真は 24 年間で培った友情を示そうと、新潟・福島豪雨の罹災に対しサマーキャンプを実施している団体の一員として金山町長に義援金をお渡ししているところです。

経済に目を転じると、3.11 震災によるサプライチェーンの被害・計画停電等のエネルギー不足などにより我が国の GDP は一時的に大きく落ち込んだ。7 月にはギリシャの債務問題に端を発するユーロ危機により為替市場が混乱し、未曾有の円高となり輸出企業の採算が悪化。秋にはタイの洪水により海外展開する企業が甚大な被害を受け、円高と部品の供給不足のダブルパンチを受けた。電機業界は経験したことのない赤字決算に落ち込んだ。

平成 24 年は東日本大震災の復興元年といわれ、復興予算の本格的な執行とデフレギャップの解消等により先進諸国では高めの 3% の経済成長が見込まれている。

先日、仙台の提携最終処分場を視察し、東北地方の現状をいろいろと伺った。富の集中する仙台市に限れば震災の傷跡も目立たなくなっている。国分町界隈は人通りも多く震災バブルの様相を呈している。一方その他の地方ではがれきの散乱こそ無いもののいまだに仮設住宅から脱出できる見込みもない状況であるとのこと。

資金が豊富でいち早く復興し、復興需要を取り込み活況を呈する仙台市と、資金不足により生活再建の目途も立たないその他の地方との溝を埋めるのは政治である。野田首相のご苦勞は「お気のどく」とも見えるが、「決められない政治」に決別するには国民の判断を待つしかないのであろうか。

平成 24 年 5 月 25 日

株式会社原商店
代表取締役社長 原 功

目次

1. 環境方針	1
2. 登録事業者の概要	2
(1) 事業者名及び代表者名	2
(2) 法人設立年月日・資本金	2
(3) 事業場	2
(4) 事業内容	2
(5) 事業の規模	2
(6) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先	2
(7) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表	3
(8) 許可の内容	4～5
(9) 施設等状況	6
(10) 処理料金	6
(11) 処理フロー図	7
3. 環境目標とその実績	8
3-2 直近3年間の廃棄物の受入量・運搬量	9
4. 本年度の環境目標・活動計画と評価	10
5. 環境関連法規制等の遵守状況	11
6. 処理施設の維持管理記録	12
・放射性物質汚染対処特別措置法	13
7. 社長による見直し結果	14

環境方針

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、日本のあり方自体が変化を求められている。再生可能エネルギー買取法の国会審議等、持続可能な社会の構築が求められている。微力ながら弊社は、金属スクラップの再生・産業廃棄物処理を通して持続可能な社会を構築する一翼を担っていると自任しています。

40年になろうとする社歴の中で、様々な社会活動に参加することなど、地域との絆を育んできましたが、環境に配慮した企業活動を推進することで、更に一層地域の信頼に応える企業となります。

1. 法令を遵守し信頼される企業となります。
2. 委託された廃棄物のリサイクルを推進し時代の要請に応えます。
3. 処理機材の適切な選択、収集運搬経路の最適化・事務業務の効率化等を図り省エネルギーに努めます。
4. 地域と共生し環境コミュニケーションを図ります。
5. 環境方針は、全ての従業員に周知します。

平成23年4月25日

株式会社原商店

代表取締役 原 功

2. 登録事業者の概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社原商店

代表取締役 原 功

(2) 法人設立年月日

昭和 47 年 8 月 1 日（創業：昭和 44 年 7 月 1 日）

資本金 10,000,000 円

(3) 事業場

① 産業廃棄物中間処理工場 〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋 1113 番地 1

敷地面積：2,525.33 m²（事業場）+ 520.77 m²（周縁緑地）= 3,046.10 m²

延べ床面積：659.58 m²

② 第 2 工場(金属倉庫) 〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋 1081 番地 1

敷地面積：990.24 m²

延べ床面積：455.00 m²

(4) 事業内容(認証・登録の範囲)

① 廃棄物処分業及び収集運搬業、

② 金属くず商

(5) 事業の規模

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
処分量(3 月末)	1,908.18t	1,824.52t	1,389.35t	1,444.35t
収集運搬量(3 月)	2,674.09t	2,536.53t	1,988.79t	2,221.91t
売上高(7 月末)	176 百万円	162 百万円	210 百万円	191 百万円
従業員	13 人	13 人	13 人	13 人

(6) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 飯田徹也

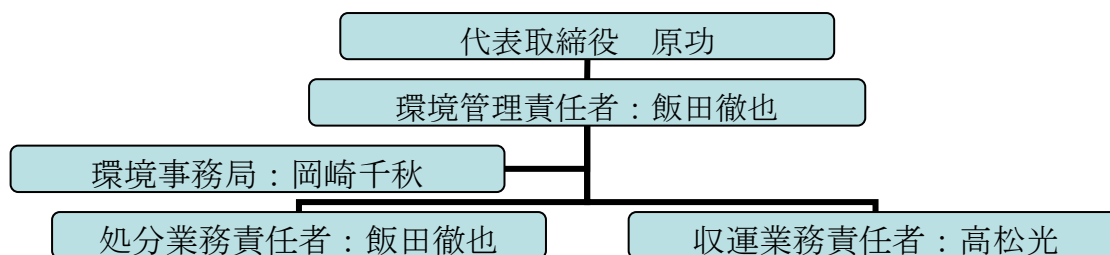
担当者（環境事務局）岡崎千秋

連絡先 電話：048-548-2469（代）

FAX：048-548-5762

Mailto: ihara@ps.ksky.ne.jp

(8) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表



役割	責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標・環境活動計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施。・環境活動レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境目標・環境活動計画書を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境活動レポートの確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐、EA21 推進委員会の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付) ・文書及び記録の保管
収集運搬業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・問題点の発見、是正、予防処置の実施
処分業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態への対応のための手順書作成 ・外部コミュニケーションを環境活動レポートに記載 ・教育・訓練の実施、記録の作成 ・環境活動計画の実施及び達成状況の報告
金属業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・金属倉庫の整理整頓・清潔の保持。設備機材の調達・メンテナンス
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

(9) 許可の内容

① 一般廃棄物関係

一般廃棄物処分許可	一般廃棄物収集運搬業許可
許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第 47 号	許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第 20 号
事業区分： 一般廃棄物処分業	事業区分： 一般廃棄物収集運搬業
廃棄物種類： 繊維くず、粗大くず	廃棄物種類： 可燃物、特定廃家電
許可年月日： 平成 24 年 4 月 1 日	許可年月日： 平成 24 年 4 月 1 日
有効期限： 平成 26 年 3 月 31 日	有効期限： 平成 26 年 3 月 31 日

② 古物商 関係

許 可	許可番号	交 付	変 更
埼玉県公安委員会	鴻巣第 637 号	昭和 63 年 11 月 8 日	H20.2.20

③ 産業廃棄物関係 (許可一覧表)

(凡例：●=許可あり、◎=保管積替えを含む、* =石綿含有産業廃棄物を含む)

許可主体	種別	許可番号	許可期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ*	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残	ゴムくず	金属くず	ガラス陶*	鉱さい	がれき類*	ばいじん	政令13号	感染性
埼玉県	処分業	01120000289	H26. 9. 25		●	●			●	●	●	●	●	●	●						
	特管処分	01170000289	H26. 9. 25			①															
	収集運搬	01110000289	H27. 3. 6	◎	◎	●			●	●	●	●	●	●	●	◎	●	◎	●		
	特管収運	01151000289	H25. 8. 15			①②															●
群馬県	収集運搬	01000000289	H26. 2. 3	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
群馬県	特管収運	01050000289	H25. 6. 10			●															
長野県	収集運搬	2009000289	H25. 7. 19						●					●		●	●				
仙台市	収集運搬	05402000289	H25. 10. 30						●					●	●	●		●			

※ 産業廃棄物 20 品目のうち 動物の糞尿、動物の死体、動物固形物 の 3 種類はこの表に表示していない。(弊社許可無関係)

※ 特別管理産業廃棄物の内、廃油及び感染性産業廃棄物を併せて表示した。※特別管理産業廃棄物の廃油は①揮発油②特定有害廃油である。

※ 平成 23 年 4 月 1 日以降「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化」に伴い政令市の収集運搬業許可は失効した。(県の事務に一元化)

保管施設の種類及び能力等

燃え殻	8.2 m ²	保管の高さ：1.5m (8.2 m ³ コンテナ 1 台)
汚泥	8.2 m ²	保管の高さ：1.5m (8.2 m ³ コンテナ 1 台)
がれき類	8.2 m ²	保管の高さ：1.5m (8.2 m ³ コンテナ 1 台)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類	10.3 m ²	保管の高さ：1.9m (2 m ³ 鉄箱 6 台)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)、がれき類(石綿含有産業廃棄物)	9.7 m ²	保管の高さ：1.8m (13 m ³ コンテナ 1 台)

(10) 施設等状況

中間処理施設 [設置年月日：平成6年12月3日]

[有効期限年月日：平成26年9月25日]

No	施設名	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
1	破碎施設	油圧駆動二軸剪断式 破碎機、搬送コンベア	概ね 15cm 以下に破碎し埋立基準に適合させる。	廃プラスチック類、 ゴムくず
		60kw 4.15t/日(8時間)	チップ化し再利用価値を高める	木くず(廃パレット及び物品賃貸業に係るものに限る。)
2	圧縮梱包施設	油圧駆動廃棄物梱包プレス機 22Kw 9.60t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類、 ゴムくず、 金属くず
3	熔融施設	電熱線式プラスチック減容熔融機 6.45Kw 0.12t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)
4	焼却施設	固定床式焼却炉	焼却しなければならぬものを焼却する	汚泥(有機性のものに限る。)
		4.37t/日(8時間) 0.91m ³ /日(8時間)		紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ 廃油、揮発油、特定有害廃油

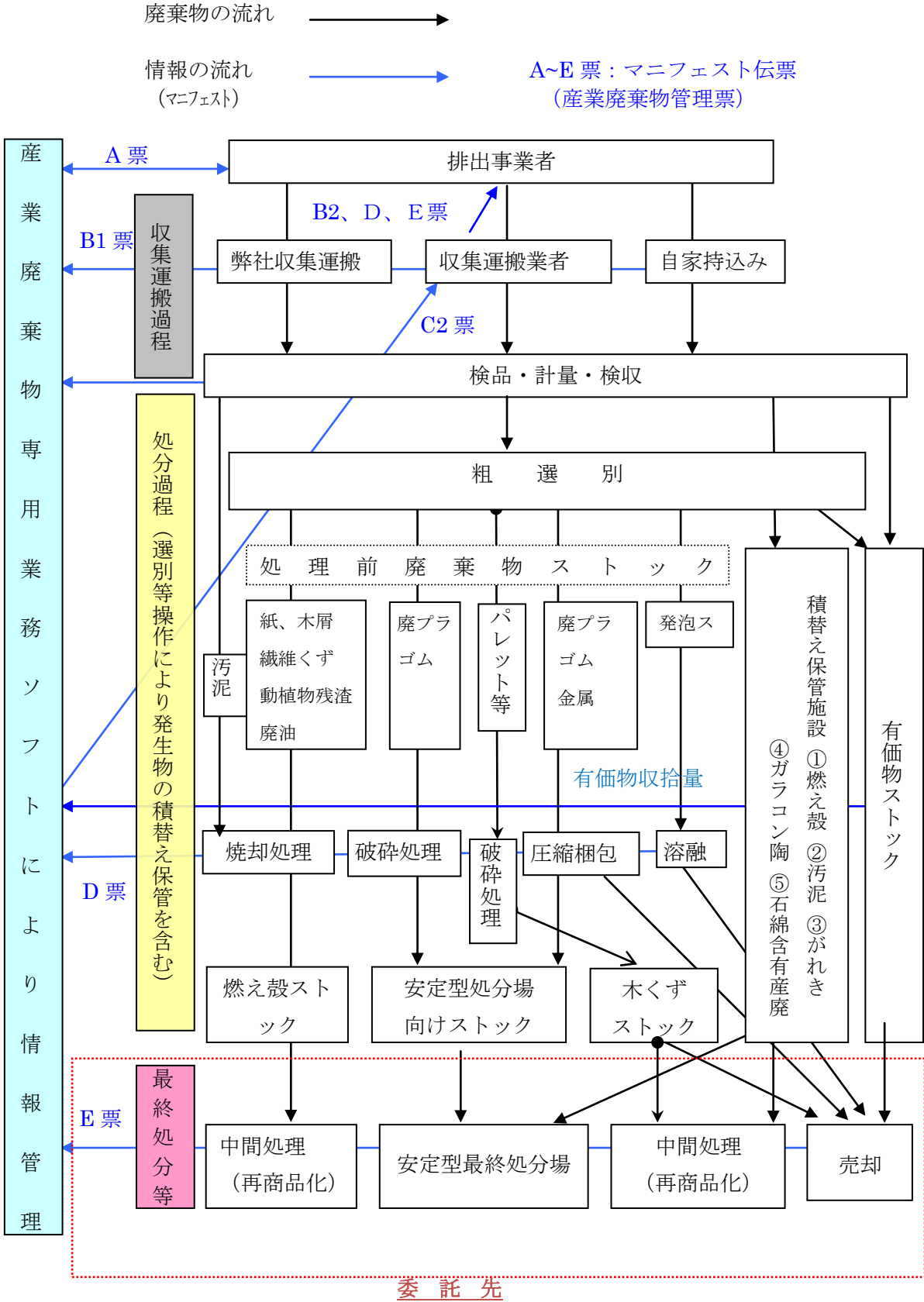
運搬車両

用途	車種	台数	登録
収集運搬	キャブオーバー 4t	2	産業廃棄物
	同 2t	1	特別管理産廃
同上	着脱コンテナ車 8t	1	産廃・一廃
	同 4t	2	
同上	ユニック車 2t	1	産業廃棄物
同上	パッカー車 4t	2	産廃・一廃
同上	保冷車	1	特別管理産廃(医療)
荷扱い	フォークリフト	4	
荷扱い	バックホー	2	

(11)処理料金

収集運搬料金の目安；作業員1名 2,500円/時間+車両(2t車) 2,000円/時間
 処分料金の目安(埋立処分向け)；かさ比重 300kg/m³(廃プラ等) 40円/kg 程度
 1,000kg/m³(がれき類等) 20円/kg 程度(処理の工数により単価幅があります)
 石綿含有廃棄物(最終処分場に委託) 25,000/m³ + 運搬費
 リサイクル可能な品目については考慮いたします。お問い合わせください

処理フロー図



3. 環境目標とその実績

項目			年度	平成 20 年度 (基準年度)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
			(実績)	(目標)	(目標)	(目標)	
			(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
二酸化炭素の 排出量の削減	二酸化炭素 排出量削減	(t-CO ₂ /年)	169t	167 t	166 t	166 t	
				139 t	126 t	156 t	
電力の削減	排出量削減 削減率	総量 (kWh/年)	58,892kWh	58,303kWh	57,714kWh	57,714kWh	
				57,888kWh	48,161kWh	41,527kWh	
収集運搬車の 燃料削減	基準年より 2%削減	総量 (L/年)	38,650L	38,263L	37,876L	37,876L	
				32,150L	29,405L	35,345L	
総排水量の 削減	水使用量の削 減率	総量(m ³ / 年)	356 m ³	352 m ³	349 m ³	349 m ³	
				384 m ³	412 m ³	235 m ³	
コピー用紙の購入 量の削減	一般廃棄物の 削減	購入量 (枚/年)	—	—	10,000 枚	10,000 枚	
				2,500 枚	7,500 枚		
受託廃プラスチ ック類の再利用 率向上	産業廃棄物の リサイクルの 推進	再利用率 (%)	25.26%	20%	22%	24%	
				18.27%	33.3%	28.7%	
受託木くずの 再利用率向上	産業廃棄物の リサイクルの 推進	再利用率 (%)	17.03%	20%	22%	24%	
				18.27%	78.1%	80.2%	
燃え殻の再利 用	燃え殻 R 率 (%)	0.00%	100%	100%	100%		
			30.55%	100%	100%		
グリーン購入 の推進	事務商品等の グリーン購入 の推進	—	—	http://www.gpn.jp/index.html 等を参考にグリーン購入の継続と対象品 目拡大に努める。			

3-2 直近3年間の廃棄物の受入量、運搬量

単位:t

区分	品目	H21年度	H22年度	H23年度	計	減量化	R率
中間処分受入	汚泥	22	15	10	47	95%	
	金属くず	85	53	71	209		100%
	紙くず	33	36	26	95	95%	
	繊維くず	35	35	40	110	95%	
	廃プラスチック	1,060	1,103	1,187	3,350	10%	14%
	廃油(PCB以外)	4	4	6	14	100%	
	廃油(引火性)	5	9	10	24	100%	
	木くず	403	157	105	665	95%	
	合計	1,647	1,412	1,455	4,514	28%	15%
収集運搬	がれき	212	208	318	738		100%
	ガラ陶	264	266	399	929		100%
	石綿含有	56	41	254	351		0%
	鋳さい	90	82	99	270		43%
	木くず	510	436	479	1,425		100%
	合計	1,132	1,033	1,549	3,713		86%
残さ	固形燃料	173	125	115	413		100%
	焼成造粒	29	86	73	187		100%
	管理型埋立	73	35	46	154		0%
	安定型埋立	657	533	641	1,831		0%
	合計	932	779	875	2,586		23%

委託	動植物性残さ	48	39	60	147		100%
----	--------	----	----	----	-----	--	------

一般廃	小針	153	203	212	568
	中部	70	118	144	332
	合計	223	321	356	900

※ 減量化とは中間処理により縮減した割合（有価物の紙・金属を含まない）

※ R率＝リサイクル率

4. 平成 23 年度の環境目標・活動計画と評価

対象期間(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)までの目標とその実績についての計画と評価

○=計画通り、△=過達、▼=未達

取り組み項目	達成状況	評価(結果と今後の方向・取組)	
二酸化炭素排出量の削減	電力の削減 ・ シャッター開閉時 指差し確認 ・ 事務所省エネ空調設備への更新	目標：57,714kWh/年 (4,810kWh/月) (平成 23 年度実績： 41,527kWh/年-1%) 1 ヶ月；3,460kWh/月 △計画停電等異常事態	H22.7 冷房効果向上のため事務室ガラスにフィルムを施工。応接室空調を省エネ型に買替。H23.9 事務室空調機省エネ型に買替。(製造工場罹災で遅れ) 計画停電で焼却炉稼働率低下
	収集運搬車の燃料削減 ・ アイドリングストップの実施 ・ 急発進急制動の防止 ・ 収集運搬経路の最適化を図る	目標：37,876L/年 (3,156L/月) (平成 23 年度実績： 35,345L/年-1%) 1 ヶ月；2,945L/月 ○計画通り	H22.6.4 燃費基準等達成した収集運搬車買替 H23.6 燃費性能の良い回転フォークリフト買替。 H24.7 クリーンディーゼル営業車(予)環境性能重視の更新を進める
総排水量の削減 ・ 雨天時の破碎処理	目標：349m ³ /年 (29 m ³ /月) (平成 23 年度実績： 235m ³ /1%) 1 ヶ月；20 m ³ /月 ○計画通り	定期的に漏水していないかチェックする。 受水槽の定期点検。 漏水等の不具合はなかった。 引続き節水に努める。	
一般廃棄物の削減 コピー用紙の購入量の削減 コピー用紙年間購入金額 8,000 円	在庫のコピー用紙を使用 (購入量 7,500 枚) 購入金額：8,820 円 ▼震災対策ストック増量	H23.5.1 より電子マニフェスト一部運用開始。埼玉県中央環境管理事務所認定の持ち込み専用マニフェストの運用。(コンプライアンス)	
廃棄物リサイクルの推進 委託建築廃材のリサイクル率向上 ・ 廃プラスチック類の再利用率の向上 ・ 燃え殻の再利用 ・ 受託木くずの再利用率の向上	目標：廃プラ：22% 燃え殻：100% 木くず：22% H23 年度実績 廃プラ：28.7% 燃え殻：100% 木くず：80.2% ○計画通り	目標を大幅に更新することができた。 廃プラは市況の改善により売却品種が増加。 木くずのリサイクルは排出事業者の協力が必要。 燃え殻以外でも管理型の再商品化を進めることができた。	
総括：目標は概ね達成できた。震災の影響により通常の状態ではなかった。 この結果を踏まえ、平成 24 年度も引き続き全員で積極的に取り組むこととする。			

5. 環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りです。

法規名	該当する項目
廃棄物処理法	(産業廃棄物管理票) 第十二条の3 (産業廃棄物処理業) 第十四条 (産業廃棄物処理施設) 第十五条 他 全般
大気汚染防止法	ばいじん測定：0.2g/Nm ³ 、NO _x 、HCl、SO _x など
DXNs 対策特別措置法	ダイオキシン (DXNs) 測定 排ガス：10ngTEQ/Nm ³ 燃え殻・ばいじん：3ngTEQ/g
家電リサイクル法	リサイクル券の運用、リサイクル拠点への運搬
建設リサイクル法	分別等を通しての間接支援 (廃掃法規制あり)
食品リサイクル法	堆肥化施設への運搬等を通して側面支援 (廃掃法規制あり)
騒音規制法	焼却炉送風機
労働安全衛生法	石綿障害予防規則 (作業主任者講習) その他全般
消防法 危険物の規制に関する政令	指定数量以上の危険物の貯蔵
自動車 NO _x PM 法	窒素酸化物重点地域に該当
埼玉県生活環境条例	環境諸法令に関しての上乗せ規制・アイドリングストップ等
鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請等
※新規 (H24.1.1 施行) 放射性物質汚染対処特措法	汚泥・焼却灰・ばいじん等の放射線量 8,000Bq 以上の物を特定廃棄物とする。廃棄物・環境線量率の測定義務

- 当社は平成 24 年 3 月 31 日現在、上記の環境関連法規制に対する違反はありません。なお、関係当局による違反及び訴訟等の指摘は、過去 3 年間ありませんでした。
- 放射性物質汚染対処特措法「確認書」を環境省関東地方環境事務所より平成 24 年 4 月 27 日受領。(測定義務・特別な維持管理の免除)

廃棄物処理施設の定期検査の受診義務については、焼却施設、PCB 処理施設、石綿溶融施設、最終処分場の 4 種類の処理施設は平成 23 年 4 月施行の改正廃掃法により定期検査義務が追加された。弊社の施設は平成 27 年 3 月が期限です。また維持管理の記録 (環境測定結果) を公表し、地域社会とのコミュニケーションを図ることは重要であるので、本環境活動レポートの中に項目を設けました。

6. 処理施設の維持管理記録

ばい煙測定 H23.10.31 11:56~17:35 (株)熊谷環境分析センター

計量の対象		計量の結果		計量の方法
ばいじん濃度	実測値	0.004	g/m ³ N	JIS Z 8808
	酸素 12%換算値	0.009	g/m ³ N	
	排出量	39	g/h	
硫黄酸化物濃度	実測値	250	ppm	JIS K 0103
	排出量	2.42	m ³ N/h	
窒素酸化物濃度	実測値	41	ppm	JIS K 0104
	酸素 12%換算値	95	ppm	
塩化水素濃度	実測値	7.1	mg/m ³ N	JIS K 0107
	酸素 12%換算値	16	mg/m ³ N	

ダイオキシン測定 H23.10.31 (株)熊谷環境分析センター

分析項目 (排ガス)			分析結果	分析方法		
ダイオキシン類濃度	PCDDs & PCDFs (0°C, 101.32kPa)	実測値	20	ng/m ³	JIS K 0311	
		O ₂ 12%換算値	51	ng/m ³		
		毒性当量	0.723742	ng-TEQ/m ³		
	DL-PCB (0°C, 101.32kPa)	実測値	2.5	ng/m ³		
		O ₂ 12%換算値	6.6	ng/m ³		
		毒性当量	0.0844234	ng-TEQ/m ³		
	トータル毒性当量 (0°C, 101.32kPa)		0.81	ng-TEQ/m ³		
	一酸化炭素濃度 (連続測定平均値)	実測値	0.3	ppm		JIS K 0098
		O ₂ 12%換算値	2.1	ppm		
酸素濃度 (連続測定平均値)		17.6	%	JIS K 0301		
排ガス温度 (連続測定平均値)		76	°C	JIS Z 8808		
排ガス量 (乾き) (0°C, 101.32kPa)		8990	N m ³			

※ばいじん 3.5ng-TEQ/g(基準値=3.0ng/TEQ/g を超過)特別管理産業廃棄物としてクレハ環境 (福島県いわき市) で委託処理予定。(過年実績あり)

埼玉県立入検査 H22.12.8

検査項目 (単位)	検査結果	排出基準	分析方法
ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³	3.4	10	JIS K 0311 :2008
ばいじん g/m ³ N	0.0029	0.25	JIS Z 8808 :1995
硫黄酸化物 N m ³ /h	2.4	7.63	JIS K 0103 :2005
窒素酸化物 ppm	96	180 (埼玉県指導値)	JIS K 0104 :2000
塩化水素 mg/m ³ N	72	200	JIS K 0107 :2002

放射性物質汚染対処特措法（H24.1.1 施行）廃棄物および排煙中の放射性物質

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー 株式会社環境管理センター

対象	測定日	測定値（Bq/kg）（指定廃棄物判定値：8,000 Bq/kg）		
		Cs134（測定限界値）	Cs137（測定限界値）	合計
燃えがら	H24.1.18	92.6 (15.5)	137 (11.2)	229.6
ばいじん	H24.1.18	1,870 (46.3)	2,500 (43.7)	4,370
燃えがら	H24.2.22	65.8 (13.9)	125 (11.5)	190.8
ばいじん	H24.2.22	1,080 (31.1)	1,530 (27.3)	2,610
燃えがら	H23.3.28	195 (15.5)	283 (14.1)	478
ばいじん	H23.3.28	265 (20.0)	360 (20.9)	625
排ガス	H23.3.28	ND (0.37/1.0)	ND (0.52/1.1)	ND

①直近の放射能濃度の測定結果が800 Bq/kg以下であったこと

②直近の3ヶ月以上の期間における3回以上の放射能濃度の測定結果が全て6,400 Bq/kg以下の値であったこと

のいずれかの要件を満たす焼却施設は、法第16条第1項の規定に基づく調査義務が免除されるとともに、法第24条に基づく特別の維持管理基準が適用除外となる。

H24.4.27 関東地方環境事務所長（環境省）から「確認通知書」受領。

空間放射線量率測定記録 単位：μSv/h

日時	Quarta RADEX RD-1706 (GM 管)		HORIBA Radi PA-1000 (NaI)	
	5地点平均値	最大値	5地点平均値	最大値
H24.1.27	0.12	0.16		
2/3	0.126	0.14		
2/10	0.13	0.15		
2/21	0.13	0.16		
2/24	0.11	0.17		
3/6	0.118	0.13		
3/13	0.122	0.14		
3/29	0.13	0.16		
4/6	0.128	0.14		
4/20	0.12	0.14		
4/28	0.118	0.15	0.065	0.077
5/17	0.124	0.14	0.073	0.077

※2012.5.21 熊谷地方庁舎モニタリングポスト（日立アロカ製）と比較対象（校正）

モニタリングポスト	Quarta RADEX RD1706 (GM 管)	HORIBA Radi PA-1000 (NaI)
0.070	0.13	0.075
校正率	値 185.7% 校正率(53.85%)	値 107.1% 校正率(93.3%)

7. 社長による見直し結果

平成 24 年 5 月 25 日 代表取締役 原 功

弊社で定めたエコアクション 21 の数値目標はほぼ達成しています。

その原因を考察すると、事業活動の停滞が最大の原因となっているように思われます。以下その具体例を列举すると、

○計画停電状況下では焼却炉の使用が不可能だった。(焼却中の停電は許容できない)
○震災後、当地でも屋根瓦の廃棄物が多量に発生したが、前年に発覚した再生砕石中にアスベスト廃棄物が混入している問題から、再生砕石の需要が激減している最中であつたため、再生委託先の受入制限・受入品目の見直しがあつた。行政もリサイクルの輪が崩壊してしまうとの認識があつたのであろうか、再生製品の保管基準の見直しが行われたが、焼け石に水。元々、再生砕石製造事業者は「製品」の認識を持っており、不合理な「販売されるまでは廃棄物」として保管基準を強化したものを元に戻したに過ぎない。国交省の仕様書に「再生砕石を使用」の記述が復活するまでは危機状況が継続すると思われる。

○東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、当地でも $0.1 \mu \text{Sv}$ 程度の空間線量率となった。産廃の受入基準が示されないままであつたため混乱が生じた。『放射性物質汚染対処特措法』が施行されたのは平成 24 年 1 月 1 日でした。同法の説明会が開催されたのは H23.12.27 細野環境大臣の挨拶があつた。製本もされていないガイドラインを受取ったことが印象に残ります。

○同特措法により関東以北の本州が「特定地域」とされ、特に汚染の激しい地域を「対策地域」とし、放射能測定を義務付けた。[地域指定]。

そこで発生する廃棄物で $8,000 \text{Bq/kg}$ を超えるものを「指定廃棄物」とし、国が処分する(それまでは保管義務)。「特定地域」で発生する汚泥・焼却灰等を「特定廃棄物」[品目指定]と定めた。

$8,000 \text{Bq/kg}$ を超えない廃棄物でも関東以北で発生した「特定廃棄物」を受け入れた最終処分場は「特定廃棄物」施設とされ、特別な維持管理基準が課せられ、住民との合意も困難なため、西の処分場は受入を拒否している状態である。

○「復興需要」の受け皿として弊社の中間処理施設の活用は、公共施設でのがれきの受入でさえ反対運動に曝されていることを考えると不可能と考えます。

リーマンショック以降低迷している弊社の業績ですが、少子高齢化・産業構造の変化・歴史的円高・ヨーロッパ通貨危機・天災・決められない政治 など外的要因も相まって、手応えを感じ始めると、またしばむの繰り返しであつたように思えます。優良産廃処理業者認定制度が本格的に始動し始め、エコアクション 21 認証取得が最大のハードルであることから、本制度の認定を平成 24 年度の最大の目標にし業績の改善に努めます。